

扶助費・手当の支給

幸田町心身障害者扶助費

障害者手帳をお持ちの方に幸田町から手当を支給します。

- ★ 対象者
- | | |
|-------------|--------------|
| 身体障害者手帳 | } いずれかをお持ちの方 |
| 療育手帳 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | |

次の方は支給対象外になります。

- ・施設入所者
- ・介護者が在宅介護手当を受けている方
- ・65歳以上で新規に手帳取得された方
- ・65歳以上で幸田町に転入された方

★ 支給額

手帳の等級・判定	支給額（月額）
1級 A判定	4,000円
2級 B判定	3,500円
3級 C判定 (児童：4～6級)	3,000円
4級	2,500円
5級・6級	2,000円

- ★ 支払月日
- 3月、9月末日
(末日が休日の場合は直前の平日)

- ★ 手続き場所
- 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 持ち物
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの障害者手帳すべて)
対象者本人名義の預金通帳

愛知県在宅重度障害者手当

重度の障がいをお持ちの方に愛知県から手当を支給します。

★ 対象者

- | | | |
|-------|---------------------------|--------------|
| 1種・・・ | 身体障害者手帳1級もしくは2級＋療育手帳A判定の方 | } いずれかに該当する方 |
| 2種・・・ | 身体障害者手帳1級 | |
| | 身体障害者手帳2級 | |
| | 療育手帳A判定 | |
| | 身体障害者手帳3級＋療育手帳B判定 | |

次の方は支給対象外になります。

- ・ 65歳以上で新規に手帳取得された方
- ・ 施設入所者
- ・ 3か月以上の長期入院をされている方
- ・ 特別障害者手当 又は 障害児福祉手当を受けている方

- | | | |
|------------|----|---------|
| ★ 支給額 (月額) | 1種 | 15,500円 |
| | 2種 | 6,750円 |

- ★ 支払月 4月、8月、12月

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 持ち物 身体障害者手帳・療育手帳
(該当する障害者手帳すべて)
対象者本人名義の預金通帳

- ★ その他 所得制限があります。
支給額は改定されることがあります。

- ※ 施設に入所した場合、手当を受給することができなくなりますので、必ず喪失届を提出してください。
- ※ 施設から退所した場合、再度申請をしていただかないと、手当を受給していただくことができません。

扶助費・手当の支給

特別障害者手当

心身に著しい障がいがあり常時、介護が必要な方に国県から手当を支給します。

★ 対象者 （20歳以上の方）

- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを重複して有する方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がい＋IQ20以下の方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいまたはIQ20以下の方
- ・常時介護が必要な精神障害＋身体障害者手帳3級相当の障がいを2つ以上有する方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを有する方、IQ20以下の方、又はこれと同程度の障がいを有し、常時、全面介護の必要な方

※次の方は支給対象外になります

- ・ 施設入所者
- ・ 継続して3か月以上の長期入院をされている方

★ 支給額 （月額）

区分	支給額 (令和5年4月1日～)
A種	34,830円
B種	29,030円
C種	27,980円

★ 支払月 5月、8月、11月、2月

★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

★ 持ち物 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの障害者手帳すべて)
年金証書(該当者のみ)
年金の振り込まれた通帳(該当者のみ)
対象者本人名義の預金通帳
指定の診断書
本人のマイナンバーが分かるもの

★ その他 所得制限があります。
支給額は改定されることがあります。
※ 申請前にご相談ください。

扶助費・手当の支給

障害児福祉手当

心身に著しい障がいがあり常時、介護が必要な児童に国県から手当を支給します。

★ 対象者 （20歳未満の方）

- ・身体障害者手帳1級（2級の一部）の障がい者を有する児童
- ・IQ20以下の児童
- ・上記と同程度の障がいまたは病状で常時、介護が必要な児童

※次の児童は支給対象外になります

- ・施設入所児童

★ 支給額（月額）

区分	支給額 (令和5年4月1日～)
A種	22,120円
B種	16,370円
C種	15,220円

★ 支払月 5月、8月、11月、2月

★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

★ 持ち物 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの障害者手帳すべて)
指定の診断書
対象者本人名義の預金通帳
本人のマイナンバーが分かるもの

★ その他 所得制限があります。
支給額は改定されることがあります。
※ 申請前にご相談ください。

扶助費・手当の支給

特別児童扶養手当

身体・知的または精神に障がいのある児童を養育されている方に国から手当を支給します。

★ 対象者

1 級・・・身体障害者手帳 1 ～ 2 級程度または、療育手帳 A 判定程度

2 級・・・身体障害者手帳 3 ～ 4 級程度または、療育手帳 B 判定、C 判定の一部
障がいを持つ 20 歳未満の児童を扶養する方

※次の方は支給対象外になります

- ・ 施設入所児童を扶養している方
- ・ 障がいを事由とする公的年金を受けることができる方

★ 支給額 (月額) (令和 5 年 4 月 1 日～)

1 級 53,700 円

2 級 35,760 円

★ 支払月 4 月、8 月、11 月

★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5 番窓口

★ 持ち物

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
(お持ちの障害者手帳すべて)
障害認定診断書
印鑑(認印可)
戸籍謄本(請求者・対象児童のもの)
請求者・対象児童のマイナンバーが分かるもの
請求者名義の通帳

★ その他

所得制限があります。

支給額は改定されることがあります。

更新が必要です。

申請前にご相談ください。

※児童が施設に入所した場合、手当を受給することができなくなりますので、必ず喪失届を提出してください。また、施設から退所した場合、再度申請をしていただかないと、手当を受給していただくことができません。

扶助費・手当の支給

在日外国人重度障害者福祉手当

町内に在住の外国人障がい者の方に幸田町から手当を支給します。

- ★ 対象者 次のすべての要件を満たす方
 - ・ 昭和37年1月1日以前に生まれた方
 - ・ 昭和57年1月1日前に引続き住民登録をしている方
 - ・ 幸田町に1年以上居住し、かつ、住民登録をしている方
 - ・ 障がい等級が国民年金法の1級または2級に該当する方
 - ・ 障がいの発生原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日が昭和57年1月1日以前の方
 - ・ 公的年金を受給していない方

- ★ 支給額 （月額） 2万円

- ★ 支給月 9月、3月

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 持ち物 所得証明書
 住民票の写し
 障がい等級が確認できる書類



助成金等の支給

幸田町福祉タクシー料金助成

町内にお住まいの心身障がいをお持ちの方に対し、タクシー料金の一部を幸田町が助成します。

★ 対象者 （町内に住所を有する方に限る。）

- ・身体障害者手帳 1～3 級の方
- ・療育手帳 A 判定、B 判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の方

次の方は支給対象外になります

自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けている方

★ 支給量と利用方法

タクシー利用券 35,000 円分

（200 円券×50 枚、500 円券×50 枚）（1 回／年）を支給します。

乗車の際、障害者手帳とタクシー利用券を併せて乗務員に提出してください。

★ 利用できるタクシー会社

【幸田町】

- ・幸田タクシー ・福祉タクシーげん ・レミックス

【岡崎市】

- ・岡崎介護タクシーいきいき ・福車屋タクシー ・岡陸タクシー
- ・かもめ交通 ・けいろう葵 ・中電交通 ・福祉タクシーフジエダ
- ・豊栄交通岡崎 ・名鉄岡崎タクシー ・さわやかサービス
- ・移動支援みつばち ・シルバーネット ・オレンジクローバー

【蒲郡市】

- ・かねータクシー ・豊鉄タクシー蒲郡営業所

【安城市・刈谷市・知立市・大府市】

- ・大興タクシー ・こうしん介護タクシー

★ 手続き場所

幸田町役場 福祉課 5 番窓口

★ 持ち物

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳



障害者総合支援法によるサービス

介護給付・訓練等給付

障がい者の方が地域や施設において活動をし、自立した生活に向けた支援を行います。

- ★ 対象者 身体障害者手帳
療育手帳 } いずれかお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳 }
児童・障害者相談センター等から療育の必要性を認められた方
特定の精神疾患をもつ方
難病等の対象疾患に該当する方

- ★ サービス利用 9ページ、10ページをご覧ください。
までの流れ

- ★ 提供サービス 11ページをご覧ください。

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

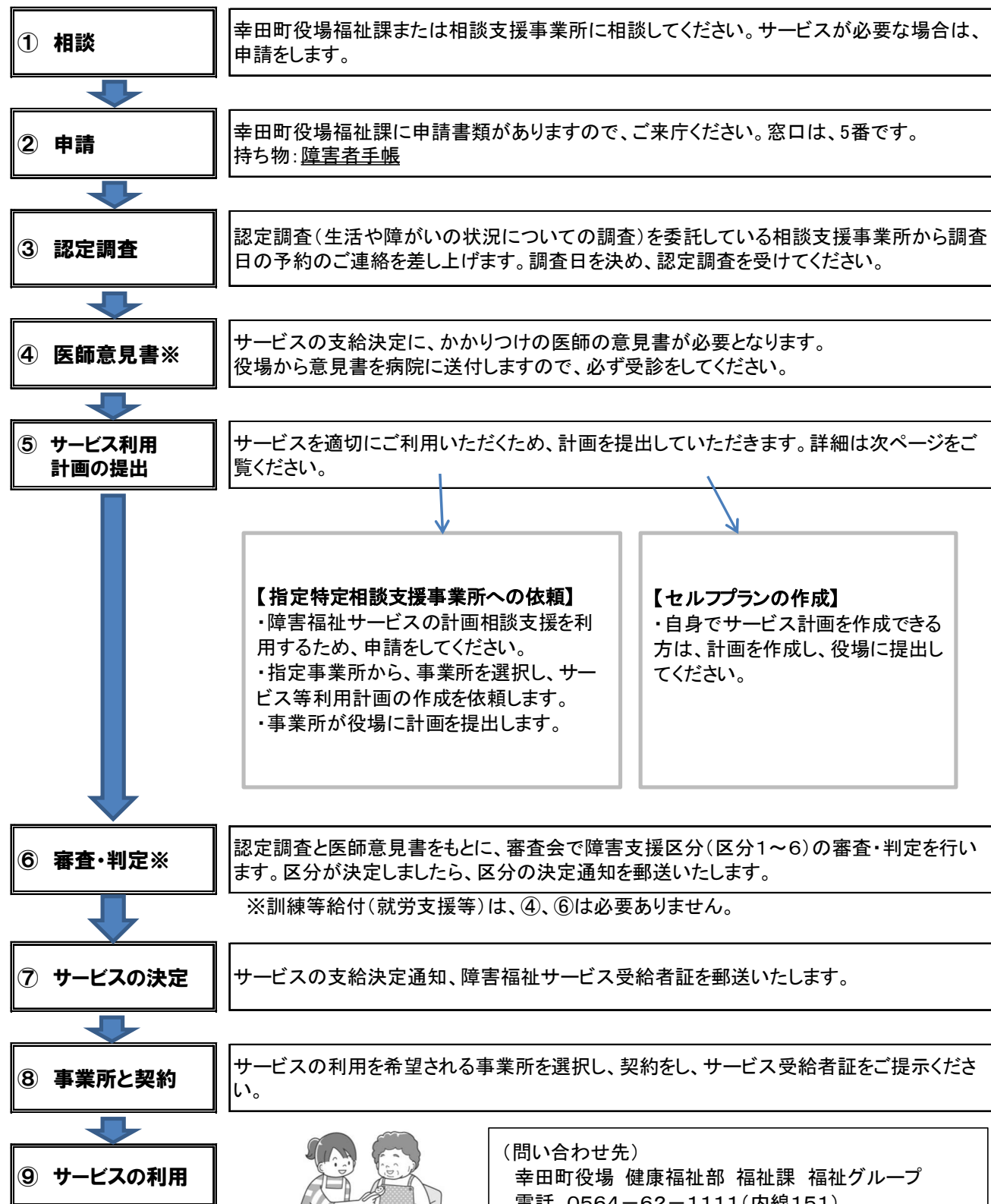
- ★ 利用者負担 サービス利用にかかる費用の1割
（町民税の課税状況によって負担上限額が設定されます。）

- ★ 持ち物 お持ちの障害者手帳
（負担上限月額を算定するにあたり、その他必要書類を
提出していただくことがあります。）



障害福祉サービスの利用までの流れ

各種サービスを利用する場合、幸田町のサービスの支給決定が必要となります。下記の流れに沿って手続きをしてください。





計画相談支援(障害福祉サービス等利用計画作成)のご案内

障害福祉サービス等を利用する方については、障害福祉サービス等利用計画を作成した上でサービスの支給決定をします。サービスの更新、変更などを行う方も障害福祉サービス等利用計画の提出が必要になります。

計画作成は、指定相談事業所に依頼することもできます。

障害福祉サービス等利用計画とは？

障害福祉サービスを利用される方の置かれている生活状況を勘案して、サービスを利用される方のご希望や考えを踏まえ、地域での自立した生活を支えるために作成する計画です。現在、福祉サービスの事業所も点在しており、情報も少ない中で、計画的にサービスを利用していくことは非常に大変です。

利用される方が、主体的に計画を立案していただきますが、サービスを組み立てたり、文章を書くことに支援が必要な場合は、指定相談支援事業所への依頼をお勧めします。

指定相談支援事業所に依頼された場合は、モニタリング（一定期間毎に、計画が適切であるか確認をすること）を事業所が実施いたします。

指定相談支援事業所とは？

サービスを利用される方やご家族の立場に立ち、専門知識を持った相談員が、地域での自立した生活を支えるために計画を共に立案する事業所です。

愛知県の指定を受けた事業所でない、サービス等利用計画は立案できません。ご希望の事業所が決まりましたら、申請書を福祉課にご提出ください。



(問い合わせ先)

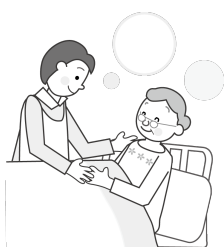
幸田町役場健康福祉部福祉課 福祉グループ

電話 0564-62-1111 (内線151)

FAX 0564-56-6218

★ 提供サービス

介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 A 型、B 型	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労支援を利用して一般就労をした人が、職場定着するために相談や企業への訪問などの支援を行います。
	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者で、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。



障害児通所給付

発達の遅れやその心配がある、あるいは、心身に障がいがある児童に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練の支援を行います。

- ★ 対象者
- | | | |
|----------------------------|---|------------|
| 身体障害者手帳 | } | いずれかお持ちの児童 |
| 療育手帳 | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | |
| 病院・保健センター等から療育の必要性を認められた児童 | | |

- ★ サービス利用
までの流れ
- 13ページをご覧ください。

- ★ 手続き場所
- 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 利用者負担
- サービス利用にかかる費用の1割
(各サービスにより費用が異なります。)



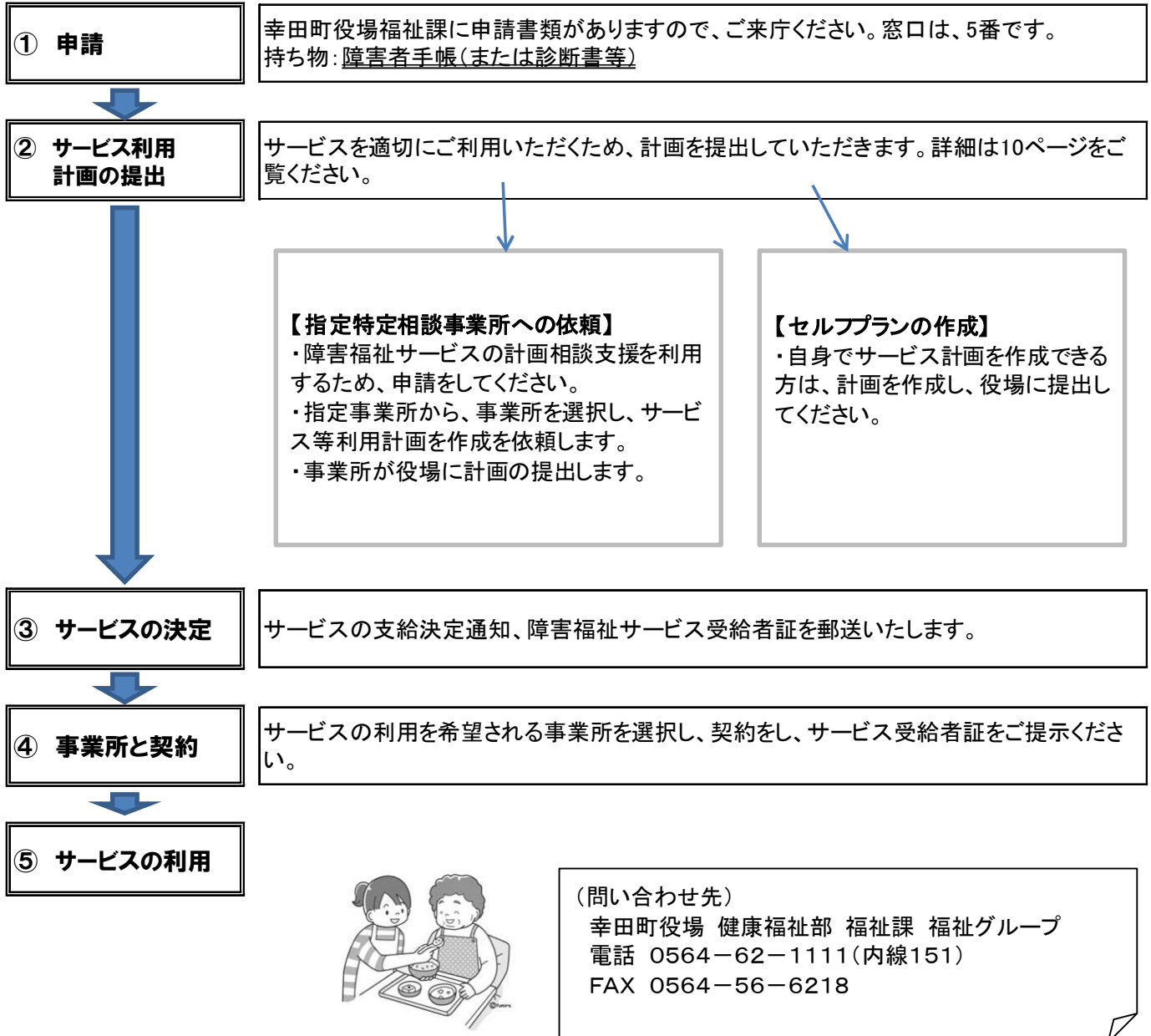
- ★ 持ち物
- お持ちの障害者手帳又は診断書等
(負担上限月額を算定するにあたり、その他必要書類を提出していただくことがあります。)

★ 提供サービス

種類	内容	対象
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の必要があると認められる未就学児
医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行います。	肢体不自由があり、支援が必要であると認められる児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる就学児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所等へ通い、専門的な支援が必要と認められる児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	重度の障がいの状態などにあり、障害児通所支援をうけるため、外出することが著しく困難であると認められる児童

障害福祉サービスの利用までの流れ

各種サービスを利用する場合、幸田町のサービスの支給決定が必要となります。下記の流れに沿って手続きをしてください。



補装具費の支給

身体障がい者・児の方の障がいを補い、活動を容易にするための器具を購入または貸与する費用を支給します。

- ★ 対象者
 - ・身体障害者手帳を有する方
 - ・難病の指定を受けている方
- ★ 補装具の種類
 - 義手、義足、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、収尿器、歩行補助つえ など
- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口
- ★ 持ち物
 - 身体障害者手帳
 - 申請書
 - 見積書
 - 医師の意見書等(必要時)
 - 業者記入の資料(必要時)
- ★ 利用者負担
 - 原則、希望する補装具の基準額の1割をお支払いいただきます。
 - また、基準額を超えた差額についても利用者負担となります。
- ★ その他
 - 申請前に購入または貸与された補装具は補助対象外となります。必ず購入または貸与前にご相談ください。



地域生活支援事業

幸田町が、自立支援給付による障害福祉サービスでは支援が難しい、地域のニーズに合わせたサービスを提供します。

- ★ 対象者
- | | | |
|------------------------------|---|-----------|
| 身体障害者手帳 | } | いずれかお持ちの方 |
| 療育手帳 | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | | |
| 児童障害者相談センター等から療育の必要性を認められた方等 | | |
| 特定の精神疾患をもつ方 | | |
| 難病等の対象疾患に該当する方 | | |

- ★ 提供サービス 16～32ページをご覧ください。

- ★ サービス利用までの流れ

- 1 申 請・・・幸田町役場 福祉課 5番窓口
- 2 サービス利用の意向確認・・・申請の際に伺います。
- 3 支 給 決 定・・・町から、皆様に「地域生活支援サービス受給者証」を発行します。
- 4 事業所との契約・・・皆様とサービスを提供する事業所との間で、契約をしていただきます。事業所は町と契約をしている事業所に限ります。
- 5 サービス利用開始

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 利用者負担 サービスごとに異なりますので、16ページをご覧ください。

- ★ 持ち物 お持ちの障害者手帳
(負担上限額を算定するにあたり、その他必要書類を提出していただくことがあります。)

★ 提供サービス

	事業名	内容	費用
1 P17	相談支援事業	障がい者の方やその介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や適切なサービス提供の支援をします。	無料
2 P18	意思疎通支援事業	聴覚・言語障がい等で意思疎通を図ることが困難な方に手話通訳や要約筆記により意思疎通の支援をします。	無料
3 P19～22	日常生活用具給付事業	障がい者の方に必要な日常生活用具を給付します。	1割
4 P23	移動支援事業	屋外での移動が困難な方に外出の支援をします。 ※行動援護、同行援護の支給決定を受けた方を除く。	P25、 P26
5	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターに通い、創作活動や生産活動を行い、障がい者の方の自立を支援します。	1割
6	成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいの方で成年後見制度が必要な方に、成年後見制度申立費用等を支援します。	
7 P24	日中一時支援事業	障がい者の方の日中活動の場を確保し、障がい者の方とその家族を支援します。	P25～29
8 P30	移動入浴事業	身体障がい者の方に訪問入浴サービスを提供します。	お問合せください。
9 P31	自動車改造助成事業	通勤・通学で自ら自動車を運転する身体障がい者の方に自動車改造費用を助成します。	10万円を 上限に助成
10 P32	住宅改修費交付事業	肢体・視覚障がいの方の居住する住宅をバリアフリーにする住宅改修費用を助成します。	1割 20万円を 上限に助成
11	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業・自立訓練事業・施設入所支援を受けている方で利用者負担の発生しない方が、更生訓練を受けた場合に支援をします。	
12	知的障害者職親委託事業	知的障がい者の方の自立のため、職親（事業経営者等の私人）に預け、生活指導や技能習得訓練を行い雇用の促進をし、自立を促します。	



相談支援事業

障がい者の方やその介護者等からの相談に応じ、障がい者相談支援専門員、保健師、精神保健福祉士等が、生活や就労に関わる相談、障害福祉サービスの利用など、各種制度についての相談を受け付けています。

- ★ 対象者 幸田町に在住する障がい者の方および、その家族等
- ★ 場所 下記の場所で、来所・訪問・電話相談を受付けています。
ご予約をいただいた方が優先となりますが、当日のご相談もお受けいたします。
(担当地区は目安ですので、ご希望事業所がある方はこのとおりではありません。)

	住 所	TEL・FAX	担 当
生活支援センター こうた	幸田町大字菱池字 城山 143-1	TEL 63-1755 FAX 63-1756	北部中学校区 (長嶺、久保田、坂崎、大草、 高力、鷺田(相見)、新田)
相談支援事業所 ひなた	幸田町大字芦谷字 後シロ 18 緑ヶ丘ビレッジC棟 102号室	TEL 77-6900 FAX 77-6482	幸田中学校区 (岩堀、横落、荻、芦谷、幸田、 桜坂、野場、永野、須美)
幸田町社協相談 支援事業所	幸田町大字菱池字 錦田 82-4	TEL 62-7171 FAX 62-7254	南部中学校区 (六栗、上六栗、桐山、里、 市場、海谷、逆川)
幸田町基幹相談 支援センター	幸田町大字菱池字 城山 143-1	TEL 77-4658	主に虐待に関する相談 (虐待に関する時間外のお電話 は、080-5823-9636)

- ★ 相談日 平日(土日祝日除く) 8時30分～17時15分
- ★ 利用料 無料
- ★ その他 体が不自由なため等の理由により、相談に行くことができない方は、ご自宅への訪問による相談も受け付けますので、お問合せください。

意思疎通支援事業

聴覚・言語障がい等で意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記奉仕員等を派遣し意思疎通の支援をします。

★ 対象者 幸田町に在住する聴覚障がい者・言語障がい者等

★ 派遣対象の内容

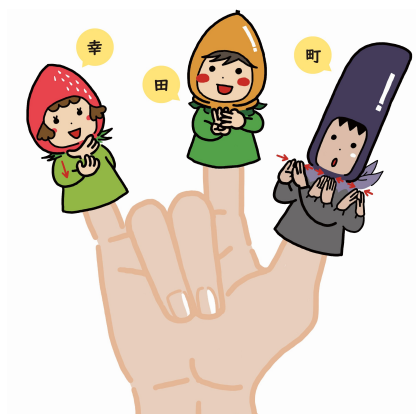
- ・公共機関等の相談手続きに関するもの
- ・医療機関等の相談手続きに関するもの
- ・事業所等、職業に関するもの
- ・学校等、教育に関するもの

など

★ 利用者負担 無料

★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

★ その他 通訳者等の派遣を受ける日の7日前までに申し込んでください。
※FAX、メールでの申請を希望される場合は、事前に御相談ください。



日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者・児または知的障がい者・児、難病患者が自力での日常生活を送ることができるよう、日常生活用具の給付をします。

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口

- ★ 持ち物 申請書、見積書、身体障害者手帳
希望する給付品目のカタログ（写し可）
必要に応じて医師の意見書

- ★ 利用者負担 希望する日常生活用具の基準額の1割をお支払いいただきます。また、基準額を超えた額についても利用者負担となります。（所得に応じて、無料になる場合もあります。）
申請前に購入された日常生活用具は補助対象外となりますので、購入前にご相談ください。

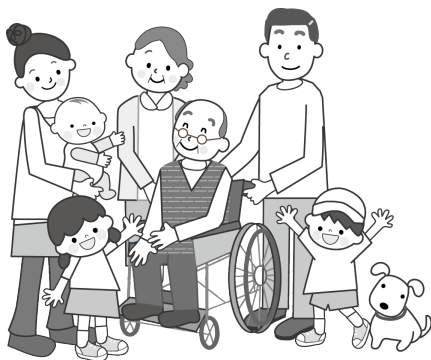
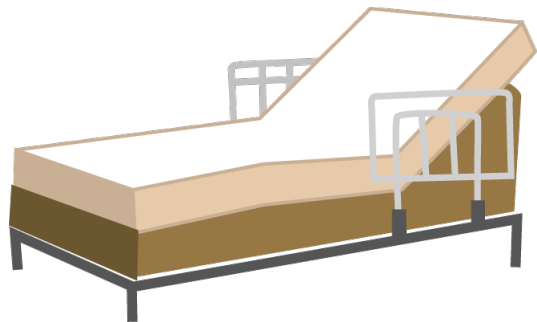
★ 給付品目および対象者

種目	対象者（難病の方は、ご相談ください）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障がい2級以上 （学齢児以上の方）
点字タイプライター	・視覚障がい2級以上 （就労・就学している方）
視覚障害者用時計	・視覚障がい2級以上の大人の方
視覚障害者用体温計（音声式）	・視覚障がい2級以上 （学齢児以上の方） 視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯の方
視覚障害者用体重計	・視覚障がい2級以上の大人の方 視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯の方
点字図書	・視覚障がい者、児の方
視覚障害者用拡大読書器	・視覚障がいの方（学齢児以上）
情報・通信支援用具	・視覚障がい者または上肢機能障がい2級以上

電磁調理器	・視覚障がい2級以上で視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯の方
歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障がい2級以上（学齢児以上）
点字ディスプレイ	・視覚障がい2級および聴覚障がい2級以上を併せてもつ方
視覚障害者用活字文書読上げ装置	・視覚障がい2級以上（学齢児以上）
聴覚障害者用屋内信号装置	・聴覚障がい2級以上で聴覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯の方
聴覚障害者用通信装置	・聴覚障がい者（学齢児以上の方）
聴覚障害者用情報受信装置	・聴覚障がい者、児の方
便器	・下肢または体幹障がい2級以上（学齢児以上）
特殊便器	・上肢障がい2級以上 ・知的障がい者、児童相談所等で知的障がいを認められた児童（学齢児以上）
特殊尿器	・下肢または体幹障がい1級で常時介護を必要とする方（学齢児以上）
T字状・棒状のつえ	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいの方（3歳以上）
頭部保護帽	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児者および精神障がい者
ストーマ用装具	・直腸機能障がい、膀胱機能障がいの方
紙おむつ	・ストーマ用装具を装着できない方 ・二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿および排便機能障がいの方 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいの方 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障がい等（脳性麻痺、低酸素性脳障がい、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸）等の疾病が6歳未満に発生し、言語に限らずあらゆる方法によっても排尿および排便の意思表示が困難で3歳以上の方

収尿器	・ 下肢または体幹障がい高度の排尿機能障がいの方
特殊マット	・ 下肢または体幹障がい１級以上 ・ 知的障がい者、児Ａ判定 （３歳以上）
特殊寝台	・ 下肢または体幹障がい２級以上の大人の方 ・ 難病等により寝たきりの方
訓練用ベッド	・ 下肢または体幹障がい２級以上の児童 （学齢児以上）
体位変換器	・ 下肢または体幹障がい２級以上（学齢児以上） ・ 難病等により寝たきりの方
訓練いす	・ 下肢または体幹障がい２級以上の児童 （３歳以上）
入浴担架	・ 下肢または体幹障がい２級以上（３歳以上）
入浴補助用具	・ 下肢または体幹障がいの方（３歳以上） ・ 難病等により寝たきりの方
歩行支援用具	・ 平衡機能、下肢または体幹障がい 家庭内の移動に常時、介護の必要な方 （３歳以上）
移動用リフト	・ 下肢または体幹障がい２級以上（３歳以上）
居宅生活動作補助用具	・ 下肢、体幹障がい３級以上 ・ 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動 機能障がい３級以上（学齢児以上）
携帯用会話補助装置	・ 音声・言語機能障がいまたは肢体不自由の方 （学齢児以上）
透析液加温器	・ じん臓機能障がい３級以上の方（３歳以上）
人工喉頭	・ 喉頭摘出者
酸素ボンベ運搬車	・ 医療保険における在宅酸素療法を行う 大人の方
ネブライザー	・ 呼吸機能障がい３級以上 ・ 呼吸機能障がい３級以上と同程度の方 （学齢児以上）
電気式たん吸引器	・ 呼吸機能障がい３級以上 ・ 呼吸機能障がい３級以上と同程度の方 （学齢児以上）
動脈血酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	・ 呼吸器機能障がいの方

火災警報機	・障がい等級２級以上または知的障がいＢ判定以上で火災発生の感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯
自動消火器	・障がい等級２級以上または知的障がいＢ判定以上で火災発生の感知及び避難が困難な障がい者のみの世帯
人工呼吸器用外部バッテリー	・在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の障がいの方
人工呼吸器用自家発電機	・在宅で人工呼吸器を使用している筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等の障がいの方



移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、ホームヘルパーが伴い外出の支援をします。

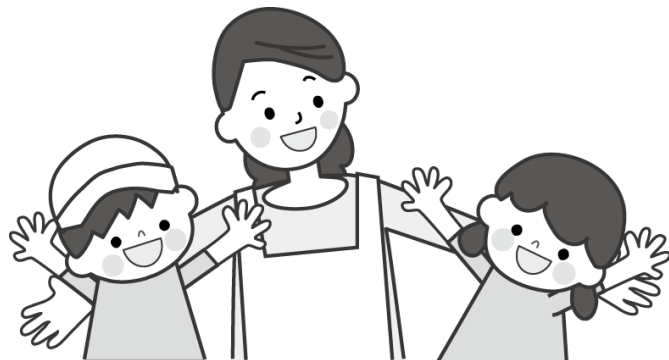
- ★ 対象者
障がい者であって、外出時に移動の支援を必要と認めた方
※障害者自立支援法による自立支援給付のうち、「行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援」の対象者の方は除く。
- ★ サービス内容
以下の用件について、外出の支援をします。
 - ・社会生活上必要不可欠な外出
 - ・余暇活動等の社会参加のための外出※通勤、経済活動による外出や、長期にわたる外出、また社会通念上適当でない外出は除く。
※具体的な利用内容をご相談ください。
- ★ 利用者負担
所得に応じて、利用者負担が異なります。
25ページ、26ページをご覧ください。
- ★ 手続き場所
幸田町役場 福祉課 5番窓口
- ★ 持ち物
お持ちの障害者手帳
(負担上限月額を算定するにあたり、その他必要書類を提出していただくことがあります。)



日中一時支援事業

障がい者の方の日中活動の場を確保し、障がい者の方とその家族を支援します。

- ★ 対象者 幸田町に在住の障がい者の方
- ★ サービス内容 事業所において障がい者の方に活動の場を提供し、見守り等を行います。
- ★ 支給量 7日／月
(障がい者の方やご家族の状況等を伺い、支給量を決定します。)
- ★ 利用者負担 所得に応じて、利用者負担が異なります。
25ページ、26ページをご覧ください。
- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口
- ★ 持ち物 お持ちの障害者手帳
(負担上限月額を算定するにあたり、その他必要書類を提出していただくことがあります。)



≪地域生活支援事業の利用者負担について≫

地域生活支援事業を利用した場合の利用者負担額は、障害福祉サービスの利用者負担とは異なる考え方で設定されています。

毎年、利用者負担割合と上限月額の見直しを行います。

障害福祉サービスは、サービスにかかる全体費用に対しての負担割合を原則1割としていますが、地域生活支援事業については世帯の課税状況等により負担割合の軽減を行います。軽減後の利用負担割合は、以下のとおりです。

世帯（※）の収入状況		負担割合
生活保護受給世帯		0%
町民税非課税世帯		0%
町民税 課税世帯	町民税所得割額世帯合計16万円未満の世帯 （障害児の場合は28万円未満）	4%
	町民税課税世帯に属する方のうち、上記に 該当しない場合	6%
市町村民税未申告者および 利用者負担額に関する申請をしない場合		10%

（※）世帯とは、障がい者（18歳以上）の場合は本人および配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳上の世帯全員のことです。

- サービス全体費用に負担割合を乗じた額に10円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てた額とします。
- 上限月額を超えてご利用された場合は、利用助成金を交付いたします。障害福祉サービスの利用者負担額との合算はありません。

《移動支援事業》

サービスの全体費用と、それに対する利用者負担額は次のとおりです。
身体介護の有無は問いません。

(単位：円)

サービス提供時間	全体費用	利用者負担額			
		0%	4%	6%	10%
0.5 時間まで	2,500	0	100	150	250
1 時間まで	4,000		160	240	400
1 時間半まで	5,800		230	340	580
2 時間まで	6,500		260	390	650
2 時間半まで	7,300		290	430	730
3 時間まで	8,100		320	480	810
3 時間半まで	8,900		350	530	890
4 時間まで	9,700		380	580	970

- ・以後、30 分増すごとに全体費用が 800 円増加します。
- ・2 人付きでのサービス提供にかかる費用の額は、上の表の額に 2 を乗じた額とします。

《日中一時支援事業》

- ・支給決定にあたって実施した調査により、より多くの支援を必要とする方を単価区分Ⅱと決めました。他に、医療型日中一時支援事業所において実施するサービスについても決定がある場合のみ利用できます。単価区分については、地域生活支援サービス受給者証をご確認ください。
- ・支給日数は、基本的には、月 7 日の支給です。日数については、地域生活支援サービス受給者証をご確認ください。
- ・低所得者（利用者負担割合が 6% および 10% 以外の方）については、食事の提供について補助を実施します。

1 回に利用する時間	利用に必要な日数
4 時間以下	1 / 4 (0. 25) 日
4 時間～8 時間	1 / 2 (0. 5) 日
8 時間超	3 / 4 (0. 75) 日

(単価：円)

単価区分	提供時間	利用 日数	全体費 用	利用者負担額			
				0%	4%	6%	10%
単価Ⅰ	2時間以下	1/4日	1,260	0	50	70	120
	2時間超 4時間以下	1/4日	2,520		100	150	250
	4時間超 6時間以下	1/2日	2,980		110	170	290
	6時間超 8時間以下	1/2日	3,430		130	200	340
	8時間超	3/4日	4,680		180	280	460
単価Ⅱ	2時間以下	1/4日	1,530		60	90	150
	2時間超 4時間以下	1/4日	3,050		120	180	300
	4時間超 6時間以下	1/2日	3,610		140	210	360
	6時間超 8時間以下	1/2日	4,160		160	240	410
	8時間超	3/4日	5,670		220	340	560
重 心 (医療機関 のみ)	4時間以下	1/4日	6,000		240	360	600
	4時間超 8時間以下	1/2日	12,000		480	720	1,200
	8時間超	3/4日	18,000		720	1080	1,800
遷 延	4時間以下	1/4日	3,500		140	210	350
	4時間超 8時間以下	1/2日	7,000		280	420	700
	8時間超	3/4日	10,500		420	630	1,050
低所得者 食事提供加算	共通 (1回あたり)		420	0	10		
送迎加算	共通 (1回あたり)		400	0	10	20	40

単価区分	提供時間	全体費用	利用者負担額			
			0%	4%	6%	10%
重心加算 一般 (医療機関以外)	4時間以下	2,300				
	4時間超 8時間以下	3,130				
	8時間超	4,270				
単価Ⅱ 医療的ケア加算 Ⅰ型	2時間以下	20,970				
	2時間超 4時間以下	19,450				
	4時間超 6時間以下	21,190				
	6時間超 8時間以下	20,640				
	8時間超	19,130				
単価Ⅱ 医療的ケア加算 Ⅱ型	2時間以下	16,170				
	2時間超 4時間以下	14,650				
	4時間超 6時間以下	16,390				
	6時間超 8時間以下	15,840				
	8時間超	16,630				
単価Ⅱ 医療的ケア加算 Ⅲ型	2時間以下	11,170				
	2時間超 4時間以下	9,650				
	4時間超 6時間以下	11,390				
	6時間超 8時間以下	10,840				
	8時間超	11,630				
重 心 医療的ケア加算 Ⅰ型	4時間以下	16,500				
	4時間超 8時間以下	12,800				
	8時間超	6,800				

単価区分	提供時間	全体費用	利用者負担額			
			0%	4%	6%	10%
重 心 医療的ケア加算 Ⅱ型	4時間以下	11,700				
	4時間超 8時間以下	8,000				
	8時間超	4,300				
重 心 医療的ケア加算 Ⅲ型	4時間以下	6,700				
	4時間超 8時間以下	3,000				
	8時間超	0				

※医療的ケア加算とは、重症心身障がい者（児）が、症状が重いために医療的なケアを必要とし、町長の指定した事業者でサービスの提供を受けた場合に加算できる額です。

※重症心身障がい者（児）が、医療型日中一時支援事業所以外で利用した場合は、「単価Ⅱ」及び「重心加算一般」が算定されます。



移動入浴事業

自ら入浴することが難しい障がい者の方に、移動入浴車を派遣し入浴をしていただくサービスです。

- ★ 対象者 （次のすべての要件を満たす方）
 - ・ 町内に在住
 - ・ 身体障害者手帳 1～2級の方
 - ・ 入浴が困難で常時、臥床状態の方
- ★ 利用回数 移動入浴車の派遣対象者または、介護者の希望に応じ
2回／週を限度とします。
- ★ 利用者負担 所得に応じて利用者負担が異なります。
詳しくはお問合せください。
- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 5番窓口
- ★ 持ち物 身体障害者手帳
申請書
念書
診断書



自動車改造費助成事業

障がい者の方が、自ら運転し通勤・通学・通院等をするための自動車を改造する費用を助成します。

- ★ 対象者 (次のすべての要件を満たす方)
 - ・町内に在住
 - ・身体障害者手帳を有する方
 - ・自動車の駆動装置や操行装置を改造することによって障がい者の方が自ら運転することができる方
 - ・改造した自動車を通勤・通学・通院等に利用する方

- ★ 助成額 改造に要する費用（１０万円を上限とします。）

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 ５番窓口

- ★ 持ち物 申請書
自動車改造施工業者の作成する見積書
対象者の自動車運転免許証
改造する自動車の自動車検査証
改造前の改造部の写真（２～３枚程度）
身体障害者手帳

- ★ その他 所得制限があります。
免許証の「免許の条件等」欄に限定要件の記載が必要になります。
既に自動車改造が済んだ車両は助成対象外となりますので、改造前に申請をしてください。



幸田町障害者住宅改修費交付事業

障がいにより日常生活に不便をきたす方に居住環境改善のサポートをします。

- ★ 対象者 身体障害者手帳をお持ちの方で次の要件に該当する方
 - ・ 下肢、体幹障がい３級以上の方
 - ・ 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）３級以上の方
 - ・ 視覚障がい２級以上の方

※特殊便器への交換は上肢障がい２級以上の方に限ります。

※介護保険法の住宅改修費支給に該当する方は支給できません。

- ★ 対象工事 手すりの取付け
床段差の解消
引き戸等への扉の取替え
滑り防止および移動の円滑化等のための床板変更
洋式便器等への便器取替え
その他、付随する工事

- ★ 利用者負担 住宅改修工事費の１割をお支払いいただきます。ただし、工事費用が２０万円を超える場合は、２０万円を超えた額も利用者負担となります。

- ★ 手続き場所 幸田町役場 福祉課 ５番窓口

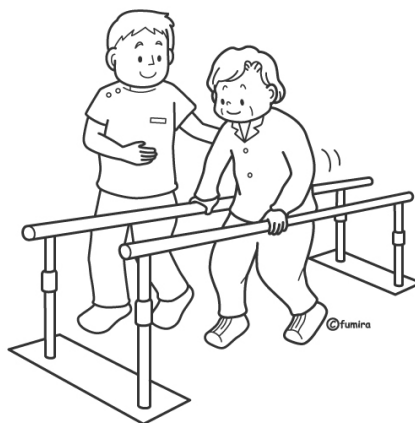
- ★ 持ち物 身体障害者手帳
申請書
工事の見積書
工事施工前・後の見取図
工事施工前の施工予定箇所の写真（２～３枚程度）

- ★ その他 工事の事前に申請が必要です。事前にご相談ください。
申請は、お一人一回に限ります。

幸田町障害者デイサービス「つどいの家」

障がいをお持ちの方に、デイサービスへの参加を通して自立の促進や生活向上のお手伝いをします。

- ★ 対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方（知的障がいとの重複の方も可）
- ★ 提供サービス 以下のサービスからお選びいただきます。
 - ・創作活動（生け花、書道）
 - ・機能訓練（理学療法、作業療法）
 - ・社会適応訓練（コミュニティバスなどを利用した外出）
 - ・レクリエーション（グラウンドゴルフ、卓球、カラオケ）
 - ・入浴（介助付き入浴も可能です。）
 - ・食事の提供
 - ・各種相談障がいの重い方に上記以外のサービスを組むことも可能です。
- ★ 利用時間 毎週月曜日～金曜日 9時30分～15時30分
サービスにより利用日・時間が異なります。
（祝日、年末年始はお休み）
- ★ 利用定員 15名／日
- ★ 利用者負担 1回あたりの利用料：無料
※ただし、食事・サービスの提供にあたり必要な材料費などは別途請求します。
- ★ 場所・問合せ 指定管理者 愛恵協会
幸田町障害者地域活動支援センター「つどいの家」
幸田町大字菱池字城山143-1
TEL 0564-63-2941

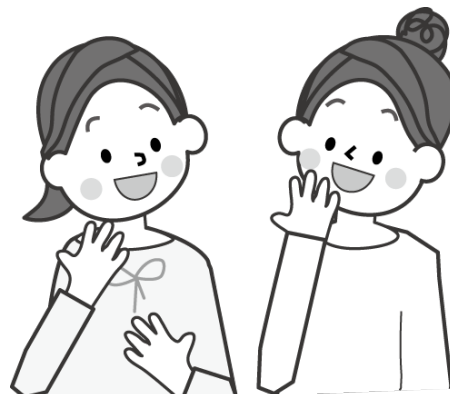


憩いの場

(心の病気を持つ人のデイケア)

こころの病を持つ方が集い、お茶を飲みながらお話をする等、同じこころの病を持つ方との交流を通じて思い思いの時間を過ごします。

- ★ 対象者 幸田町内在住でこころの病
 (統合失調症、うつ病、不安障がい等)を持つ方
- ★ 場所 幸田町障害者地域活動支援センター「つどいの家」
 幸田町大字菱池字城山143-1
- ★ 日時 毎週火曜日 13時30分～16時(祝日は除く)
- ★ 利用料 無料
- ★ 持ち物 飲み物(ご自身で飲むためのもの)
 コーヒーは、ご用意してあります。
- ★ その他 精神保健福祉士が常駐しています。
 社会福祉士、理学療法士がストレッチなどの実施のため、月に1回参加します。
- ★ 問合せ 幸田町役場 福祉課 5番窓口
 0564-62-1111(内線151)



有料道路割引

有料道路の通行料を半額に減額します。

★ 対象者

- ・障がい者本人が運転される場合
→身体障害者手帳をお持ちの方が対象
- ・障がい者本人以外が運転し、障がい者本人が同乗する場合
→身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人の内、旅客鉄道株式会社
運賃減額 第1種 と記載されている方

★ 割引率

通行利用料の半額 （端数は切上げ）

★ 手続き場所

幸田町役場 福祉課 5番窓口

★ 持ち物

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・登録する自動車の自動車車検証
＜ローン契約で購入した自動車を登録される方＞
- ・ローン契約書
＜ETCを設置された自動車を登録される方＞
上記の持ち物の他に次の物をご用意ください。
- ・ETC車載器セットアップ申込書
- ・ETCカード （18歳以上は、障がい者本人名義のものが必要となります。）

★ その他

- ・登録していただく自動車は障がい者お一人につき一台です。



紙おむつ引換補助券の支給

常に紙おむつを必要とする方に、紙おむつ引換補助券を支給します。

- ★ 対 象 者 要介護3～5の在宅の高齢者または重度身体障がい者（児）で、
自力で排泄の出来ない方（常におむつを必要とする方）。
ただし、入院や入所をしている方や、日常生活用具給付事業により紙おむつの支給を受けている方は除きます。
- ★ 内 容 月額2, 000円分の紙おむつ引換補助券を支給します。
※町民税非課税世帯は、月額4, 000円分を支給します。
- ★ 対象品目 紙おむつ・尿取パット・使い捨て手袋・介護用使い捨てエプロン・お尻拭き用ウェットティッシュ・清拭剤・おむつシート
- ★ 使用可能 鈴木快生堂薬局・ポプラ薬局・ピアゴ幸田店・ナンブ薬局幸
店 舗 田店・スギ薬局（幸田店・フィール幸田店・ドミー幸田店
幸田相見店）・クリエイトエス・ディー愛知幸田菱池店
パナプラス三ヶ根薬局・スーパーセンターオークワ幸田店
しば薬局相見店・DCM アットホーム幸田店・ケーヨーデイツー
幸田店、ゲンキー大草店
- ★ 手続き 申請書、介護保険被保険者証
- ★ その他 地区担当の民生委員がご本人の状況を伺いながら、毎月おむつ
引換補助券をお配りします。
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問 合 せ TEL62-1111（内線156）

訪問理美容サービス

寝たきり等で外出が困難な方には、自宅で理美容サービスが受けられます。

- ★ 対象者 寝たきり状態にある高齢者または身体障がい者
- ★ 内 容 理美容業者が自宅に出向き、散髪サービスを実施します。
- ★ 費 用 散髪代は、自己負担となります。
- ★ 手続き 申請書
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）



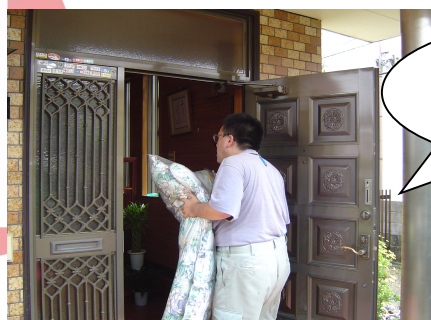
◎利用できる理美容店

ヘアーサロンイズミ(坂崎)・梅村理容(大草)・理容さわの(大草)
アイ理容室(鷺田)・ヘアーハウスカントリー(岩堀)・スギ理容室(鷺田)
理容スズキ(岩堀)・ヘアーサロントキョウ(岩堀)・理容フルタ(岩堀)
ヘアースタジオトリー(六栗)・なぐも理容(芦谷)・ヘアーサロンラクティ
(六栗)・美容室トゥルベール(蒲郡)

寝具洗淨乾燥事業

ご自宅で寝ていることの多い高齢者・重度身体障がい者等に対し、寝具の洗淨乾燥サービスを実施します。

- ★ 対象者 ① 要介護3～5の方
② 重度身体障がい者（児）（身体障害者手帳 1・2 級）
①②の人で常時寝たきり状態またはそれに準ずる状態にある人
- ★ 内 容 専門業者がご自宅にお伺いし、寝具の回収、洗淨、配達を行います。
年4回（6月・9月・12月・3月）
1回につき、掛け布団、敷き布団、毛布の各1枚ずつ。
- ★ 費 用 無料
- ★ 手続き 電話でお申込みください。
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）



お布団をおとどけ
にきましたー！

認知症高齢者等探索支援事業

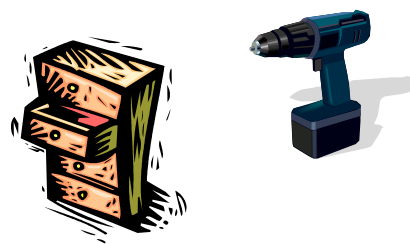
認知症等により対象者が行方不明になった場合に、早期にその居場所を把握し、事故を未然に防止するとともに、介護者の介護負担を軽減します。



- ★ 対象者 在宅の認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者、知的障がい者等
- ★ 内 容 介護者に受信端末機をお貸しし、端末機を行方不明になる可能性のある高齢者等に携帯させることにより、行方不明になった場合に、位置情報を入手し、探索の手段を確保します。
- ★ 費 用 基本使用料1200円/月（税抜）及び探索にかかる費用100円～200円/回（税抜）が自己負担となります。
- ★ 手続き 申請書
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）

家具転倒防止器具取付支援事業

地震発生時に家具転倒事故を防ぐため、
転倒防止器具の取り付けを行います。



- ★ 対象者 ①65歳以上の高齢者のみの世帯
②身体障がい者1級、2級、療育A判定、精神保健福祉1級の
各手帳をお持ちの人がいる世帯
- ★ 内 容 寝室、居間などの洋服ダンス、和ダンス、整理ダンスなど2棟
まで転倒防止器具の取り付けを行います。
※借家の場合で所有者の同意が得られない場合や、自己所有の
住宅であっても家屋の構造により取り付けられない場合があります。
- ★ 費 用 無料
- ★ 手続き 申請書
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）

住宅用火災警報器取付支援事業

火災発生時における被害を防止するため、
住宅用火災警報器取付の助成をおこないます。



- ★ 対象者 ① 75歳以上の高齢者のみの世帯
② 身体障がい者1級、2級、療育A判定、精神保健福祉1級の各
手帳をお持ちの人及び要介護3以上の人がいる世帯
- ★ 内 容 住宅火災警報器2台（寝室及び台所）まで、取付を助成します。
- ★ 助成金 取付費用の半額（限度額 1世帯につき7,000円）
- ★ 手続き 申請書
- ★ その他 取付は幸田町内の業者でおこなってください。
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）

軽度生活支援事業

庭の手入れや大掃除等一時的に大きな労力を必要とする場合や、朗読や代筆等の日常生活上の援助をすることにより、自宅での生活を援助します。

- ★ 対象者 ①概ね65歳以上の高齢者のみの世帯の人
②心身障がい者のみの世帯の人
- ★ 内 容 シルバー人材センターから担当者を派遣し、庭木の手入れ、大掃除、買い物等をお手伝いします。
- ★ 費 用 材料費と事務費が自己負担となります。
- ★ 手続き 申請書
- ★ 申 請 福祉課 介護保険グループ 【役場1階5番窓口】
問合せ Tel62-1111（内線156）



見守り配食事業

見守り配食事業は、在宅でひとり暮らしの高齢者や障がい者等にお弁当を配達し、安否確認を行うサービスです。

★対象者 ①要介護1～5の人、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳をお持ちの人のみの世帯

②要支援1・2の人のみの世帯

③見守りが必要な75歳以上の人のみの世帯

④①～③で構成されている世帯

※2親等以内の親族の人と隣接してお住まいの場合等、定期的に安否の確認が必要のない人は対象外となります。

★内 容 月曜日から金曜日の中で

①の方は最大週5回以内、昼食又は夕食をお宅にお届けします。

②・③の方は最大週3回以内、昼食又は夕食をお宅にお届けします。

★費 用 1食300円（1食あたり650円相当のお弁当をお届けします。
およそ半分が、幸田町から補助されます。）

★手続き 申請書

※実施期間満了となる場合、更新申請の提出が必要です。

★申 請 幸田町社会福祉協議会
問合せ Tel62-7171



福祉車両貸出事業

福祉車両の貸出事業を行っています。スロープを使用し、車いすに乗ったまま車両に乗ることが可能です。補助シートを使用すれば、車いすの人を含め 4 人までご利用いただけます。

- ★ 対 象 者 幸田町在住の車いすを必要とし、運転者（運転免許取得後6か月以上経過している人）を確保できる人
- ★ 貸出期間 原則 最大3日間
※車両の貸出及び返却は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。返納日が社会福祉協議会の休業日にあたる場合は、翌日の午前10時までです。
- ★ 貸出回数 1か月4回まで
- ★ 使 用 料 返却時に燃料費として走行距離1kmあたり20円を加算した金額を現金でお支払いください。
- ★ 手 続 き 使用する日までに、幸田町社会福祉協議会へお申し込みください。
- ★ 問 合 せ 幸田町社会福祉協議会
Tel62-7171